平成２７年（フ）第１５０号
山口県下関市西神田町12番３号
債務者　松田実千恵
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市鹿毛馬2247番地　市営嶺田中央団地住宅71号
債務者　田中　貴子（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４４５号
大分市松原町３丁目２番９号（フレクション大分松原308）
債務者　堀　　浩枝
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５７号
宮崎市和知川原３丁目125番地　メゾン・ド・フローラル203号
債務者　出井　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５５号
宮崎県日南市南郷町中村乙2193番地１
債務者　阪元　逸子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７４号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓5013番地８
債務者　東郷　昭人
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓5013番地８
債務者　東郷紗弥佳
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2836番地
債務者　佐野　國弘
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2357番地
債務者　竹之内賢光
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
北九州市小倉南区徳力団地53番306号
債務者　広瀬　美香
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４６号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目10番16号（クィーンハイツⅢ201）
債務者　北村　早苗（旧姓永松）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９６号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目６番15―301号コートドオール　パレス
債務者　仲地　　聰
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９７号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目６番15―301号コートドオール　パレス
債務者　仲地　昭子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１１８号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目35番１号　丸島アパートⅡ202
債務者　金城　正好
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１５３号
沖縄県うるま市字江洲228番地２　ククイプレイス301
債務者　仲村　満洋
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１５９号
沖縄県沖縄市比屋根４丁目28番８号　アメニティーロジュマン206号
債務者　岸山　松壽
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１６８号
沖縄県沖縄市照屋３丁目14番28号　川満アパート116号
債務者　仲眞　良二
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部